

本会議での質疑・質問のルール

市川市議会は、2月、6月、9月、12月の年4回、定例会を開きます。本会議では、市長から提出された議案に対して議員が疑問点を聞き(質疑)、理事者と呼ばれる執行機関がこれに答える(答弁)という形で議論を行うほか、議員はさまざまな観点から市政全般について質問し、執行機関の姿勢や行政事務の執行状況などをたずねることができます。

議案質疑

市長から提出された議案に対して質疑を行うことを「議案質疑」といいます。

質疑は会派ごとに行われ(会派別質疑制)、会派の所属人数に応じて質疑時間が決定されます。

質疑の項目は事前に通告することとなっており、本会議での発言はこの通告の順に行われます。

発言方法は、①すべて総括、②初回総括・2回目以降一問一答、③初回から一問一答、の3つから選択します。



代表質疑

2月定例会では「代表質疑」が行われます。代表質疑は、市長の施政方針と、当初予算及びこれに関連する条例案に関することについて、会派ごとに、所属人数の多い会派(大会派)順に行われます。

一般質問

個々の議案とは別に、事業計画や事務の執行状況など市政一般について、執行機関に対し質問を行うことを「一般質問」といいます。

質問は各議員が1人ずつ行うことができ、質問時間は議員1人あたり60分(答弁を含む)とされ、質問する議員はこの持ち時間の中で行います。

質問の項目は事前に通告することとなっており、本会議での質問はこの通告の順に行われます。

発言方法は、①すべて総括、②初回総括・2回目以降一問一答、③初回から一問一答、の3つから選択します。

本会議での発言方法

①すべて総括

通告したすべての項目について、一括して質問・答弁する方式。各項目についてさらに質問がある場合も、同様にまとめて行います。



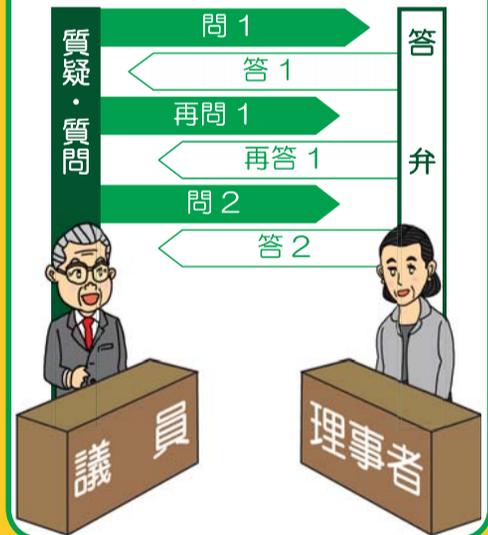
②初回総括・2回目以降一問一答

最初の質問のみ通告した項目すべてをまとめて行い、さらに質問がある場合は1項目ずつ行う方式。答弁も同様に行います。



③初回から一問一答

通告した項目を1つずつ順に質問・答弁する方式。さらに質問がある場合は次の項目に移る前に続けて行います。



インターネットで議会中継を ごらんいただけます!



市川市議会では「いちかわインターネット放送局」で、議場での本会議の様子をそのままライブと録画で配信しています。また市川市議会ホームページでは定例会の日程や審議結果、会議録などの情報を掲載しています。ぜひごらんください。

市川市議会

検索

傍聴のご案内

本会議と委員会は、原則として公開されており、自由に傍聴できます。

●本会議の傍聴(105席)
会議当日に市役所第3庁舎6階の受付へ直接お越しください。住所・氏名・年齢を記入するだけで入場できます。

●委員会の傍聴(各7席)
第3庁舎4階の議会事務局窓口で行います(申込書に住所・氏名・年齢・委員会名を記入します)。

※傍聴するときは、受付時にお渡しする注意事項をお守りください。また、係員の指示に従ってください。

○平成24年定例会開会予定日○

2月定例会	2月13日(月)
6月定例会	6月8日(金)
9月定例会	9月7日(金)
12月定例会	11月30日(金)

※上記は予定であり、事情により変更される場合があります。